

令和6年（行ウ）第27号 診療報酬請求事件

原告 藤巻 拓郎

被告 社会保険診療報酬支払基金

文書提出命令申立書

令和7年3月13日

東京地方裁判所 民事第2部合議D c 係御中

原告 藤巻 拓郎 印

上記当事者間の御庁令和6年（行ウ）第27号診療報酬請求訴訟について、
下記文書の提出命令を発せられたく申し立て致します。

1. 文書の表示

「社会保険診療報酬支払基金 業務規程」またはその名称を変更したもの

2. 文書の趣旨

当文書には、被告内部における業務についてのルールが示されており、
の中には、昭和32年8月ごろに被告本部から被告各支部に向け発出され
た「減点通知書実施について」を明定した内容が含まれている。

3. 文書の所持者

被告 社会保険診療報酬支払基金

住所 東京都港区新橋2-1-3

4. 証明すべき事実

被告において、昭和32年8月ごろ以降、減点連絡書を実施するようになったこと、
ならびに、審査結果に基づく減点については、査定の対象となった患者毎に減点の根拠となる理由を記載することなどが定めていたこと、
を証明する。

5. 文書提出義務の原因

当該文書は、昭和32年8月ごろに、保険医療機関側からの要請を受けて被告が被告各支部に向けて発出した被告本部の通牒を基として、被告自身が定めた業務規程である。名称が策定当時のままであるかは不明であるが、同様の規定は現在も存在するはずだが、現在この文書は公開されておらず、被告のHP上にも見当たらない。そこで、減点の相手方としてこれの存在に利害のある保険医療機関として、これを確知するために他に方法がないため。

以上